

# できる・できる・できる

申 校訓：「自主・友愛・飛躍」

令和5年11月29日

No. 47 (第175号)

長崎市立戸町中学校

文責 校長 大橋 功

<https://www.nagasaki-city.ed.jp/tomachi-j/>

## 人権週間目前「いじめ」について考えよう！

本校に「いじめはあります！」

いじめ発生の有無に関わらず、常に、そのような意識のもとに、我々教師は学校・学年・学級経営並びに、部活動等の指導を行っています。

同時に、「いじめは無くすることができる！」という強い決意をしっかりと持ち続け、決して、諦めることはありませんし、折に触れて、授業はもとより様々な教育活動の場面で、指導したり、みんなで一緒になって考えています。現在も「人権週間」を目前に、帰りの会の時間を活用し、数回に分けて人権問題に関する短編動画を視聴しています。

さらに、内容等をしっかりと確認した上で、「いじめ対策委員会」を即座に開き、SC、SSW、教育委員会や警察等の外部機関と連携を図りながら対応する場合があります。

いじめは、「いじめ防止対策推進法」によって法的根拠が明確になっています。理由が何であれ「いじめ」は許されない行為であるということです。

例をいくつか挙げると、

- 叩かれる、蹴られる、ぶつかれる
- 嫌なことを言われる。
- 触れられたくない恥ずかしいことを言われる。
- 危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や物を強要される。
- 所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 冷やかす、からかい、悪口、おどし
- 情報通信機器（SNS）を使った誹謗や中傷。

## 心の種

今回のテーマは「続・応援の形」

毎年恒例となっている「赤い羽根共同棒金」の活動を実施しています。

通常は、募金後に赤い羽根を手渡し、制服の胸部分に付けるのですが、本校では、ハート形の台紙にはってもらい、赤い羽根のハートを作っていきます。はじめは分りづらいのですが、徐々に募金者数が増えるとともにハートが現れてきます。



これらは、“学校だけ”ではなく、保護者のみなさまの職場においても同様です。

さらに、上記の内容は、「からかい」や「いじめ」では済まされない「犯罪」になる可能性が非常に高いのです。例えば、

「暴行罪」、「傷害致死罪」、「強要罪」、「恐喝罪」、「窃盗罪」、「横領罪」、「名誉棄損罪」等

があります。簡単に言えば、「ごめんなさい」では済まされないということです。

## 気がついてほしい「いじめはみじめ」

◎気がついてほしい。「いじめ」は「犯罪」であるということ。

◎気がついてほしい。「いじめ」では何も解決しないということ。

◎気がついてほしい。「いじめ」は、いじめる側をみじめな気持ちにするだけだということ。

## 「知らんふりはダメ」傍観者にならない！

「先生、相談があります。」「〇〇くんが□□くん嫌がらせ（いじめ行為）をしていたので、それはダメやろうと言って止めさせました。」

以前、本校で実際にあった話です。その後、先生方によって指導され、加害生徒は泣きながら反省し、現在も二人を含む生徒たちは仲良くしています。

もし報告をくれた生徒たちが「傍観者」だったら？「知らんふりはダメ」いじめを受ける側も、いじめをする側も両者ともに助けてあげなくてははいけません。

戸町中には、そのような仲間を大切にするエネルギーにあふれる生徒たちがいるという事です。

生徒たちはもとより、正門前を通る地域の方々もその光景を微笑ましくご覧になっていきます。

募金活動は明日30日までですが、生徒たちや先生方の真心こもる募金活動に伴う、赤い羽根でできたハートの完成が待ち遠しいところです。

